

浄化槽をご利用の皆さまへ



◆ 浄化槽の法定検査受検についてのお願い

浄化槽をご利用の皆さまは、浄化槽の保守点検・清掃を行うとともに、県知事が指定した検査機関（熊本県浄化槽協会）の法定検査を年1回受けなければなりません。

未受検者の方には、10月以降に定期検査受検のお願いの文書が送付されます。

文書が届きましたら、同封されているハガキに必要事項を記入のうえ、熊本県浄化槽協会まで返信いただき、検査を受けられますようお願いいたします。

◆ 浄化槽の適正な維持管理のお願い

浄化槽は、微生物の働きによって汚水を処理する装置です。そのため、微生物が活発に活動しやすい環境を保つよう、維持管理を行うことが大切です。

浄化槽の維持管理には、「法定検査」、「保守点検」、「清掃」の3つの義務が浄化槽法で定められています。

浄化槽は維持管理がなされて初めて、本来の処理機能が発揮されますので、適正に管理されますようお願いいたします。

浄化槽の3つの義務

保守点検

微生物が活発に活動できるように機械の調整や汚泥の状況、消毒剤の補給などを定期的に行う点検作業です。

清掃

浄化槽の内部には、日々汚水が流れ込みます。汚泥等が溜まったままになると浄化槽が適正に機能しなくなり悪臭や水質汚濁の原因となります。

法定検査

浄化槽の保守点検、清掃などの作業が適正に行われ、処理機能が十分に発揮されているか確認するための検査です。



美しい自然環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理をお願いします。

問合せ先 環境水道課 ☎ 72-4002

家庭から出るごみ減量化のため 生ごみ処理機の設置を推進します！！



山都町では、家庭から出るごみの減量化を目的として、家庭用生ごみ処理機の購入に対し、購入費の一部を補助しています。

生ごみ処理機は手軽に生ごみを減量でき、処理後は堆肥としても利用できます。生ごみ処理機を使って、家庭ごみの減量に取り組んでみませんか？



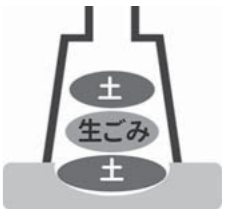
生ごみ処理機ってどんなもの？

コンポスト



コンポストは、土の上に穴を掘って設置し、生ごみをいれかき混ぜることで、発酵を促し堆肥化させる容器です。

生ごみと土を交互に薄い層にしていき、半年で堆肥ができます。



電気式



電気式生ごみ処理機には、温風等で乾燥する **乾燥式** と微生物によって分解する **バイオ式** があります。

処理能力や電気代、また設置場所などの使用条件が機種によって違うため、購入前に販売店などでご確認ください。

生ごみ処理機には、「ごみ出し負担軽減」、「台所が衛生的」、「堆肥としてリサイクル」などのメリットがあります。

電気式生ごみ処理機を使ってみよう！



ある日の生ごみです
1日で **470g** ありました

約2時間後…



乾燥式生ごみ処理機で処理後、**104g** になりました
366gの減量です！



処理後は乾燥した固形物になり気になるにおいもありません

生ごみ処理機設置費用の一部を補助します

- 対象者** 自ら居住する住宅に生ごみ処理機（電気式またはコンポスト）を設置する方
 - 補助額** 購入費用の2分の1（限度額2万円）1台まで（年度内の予算がなくなり次第受付終了）
 - 要件**
 - ・山都町内に住所を有すること
 - ・世帯員に町税等の滞納者がいないこと
 - ・山都町内の商店で購入すること
 - ・生ごみ処理機を既に設置していないこと
- ※必ず購入前に申請してください。（購入後の申請はできません。）

生ごみを減らして家庭ごみ減量！！
山都町民みんなで取り組みましょう

問合せ先
環境水道課 ☎ 72-4002